## 次期ごみ処理施設整備・運営事業 対面的対話の結果

令和5年8月4日

須恵町外二ヶ町清掃施設組合

No.	書類名	百	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
110.	自然们	, д	ハスロ	1 英日	1.24 H	, , , , , ,	中項目:効率的な計量の提案書記載要領に「自己搬入の許可手続き合理化に関わる具体的な対処方	ネット上での予約に対応できない町民に対する許可証の発行については組合で行う予定ですが具体
1	落札者決定基準	8	第4章	-	_	非価格要素の定量化審 査において審査する点	の実施に際しては、ネット上で許可証を発行することにより、町民の利便性の向上や施設側でのご	構成町が3町あり、それぞれの町で許可証を発行しています。発行の仕方については若干違うところもあります。第2、第4日曜日については、一部の町では当日発行をしている所もあります。そういったところをどうするかは、今から構成3町で協議しなければいけないところです。どのよう
2	落札者決定基準	8	第4章	_	_	非価格要素の定量化審	源化が困難な場合に最終処分することを考慮しとありますが、飛灰を最終処分した場合の焼却残渣	焼却残渣は、資源化することを原則としています。本施設あるいは焼却残渣の資源化を委託する民間事業者の施設における事故、トラブル、焼却残渣の市場性の変化等により、資源化ができない状況が発生した場合のみ埋立処分することが想定されます。そのため、期間を明示できません。埋立
3	要求水準書	35	第2部	第1章	第3節	9 仮設工事 (6)	「仮設事務所や駐車場等に必要な用地を工事範囲内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡後竣工までの期間において無償貸与とする。ただし、本組合が安全かつ妥当な範囲と認めた場所とし、詳細は本組合と協議のうえ、決定する。」とありますが、ごみ固形燃料化施設(RDF棟)の北東側にある緑地を仮設事務所や駐車場等として利用させて頂くことは可能でしょうか。また、他に貸与できる範囲があれば、ご教示頂けないでしょうか。	利用可能箇所は以下のとおりです。 ・組合敷地北東側、町道乙犬切通線からごみ固形燃料化施設東南側まで通じる通路
4	落札者決定基準	8	第4章	_	_	非価格要素の定量化審 査において審査する点	理計画」とありますが、既存施設を含む敷地内における災害廃棄物の仮置場として使用可能な範囲	(次期ごみ処理施設稼働後に) ごみ固形燃料化施設を解体し、そこを広場にすることを検討しています。災害が起きた場合につきましては、災害の大きさにもよりますが、この広場の一部あるいは全部を災害廃棄物の仮置場として利用することを想定しています。 なお、現状において、ごみ固形燃料化施設の解体及び広場の整備時期は確定していません。
5	要求水準書	122	第2部	第2章	第8節		「飛灰は、資源化処理を行うことを基本とする。また資源化が困難な場合に最終処分することも考慮し、」とありますが、用役費について、最終処分時に使用する飛灰処理薬剤は見込まないとの理解でよろしいでしょうか。	
6	要求水準書	128	第2部	第2章	第8節	9 飛灰定量供給装置	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答(第1回)」(要求水準書)NO.45において、飛灰定量供給装置は要求水準書のとおりとのご回答をいただいておりますが、飛灰貯留槽から粉粒体運搬車と飛灰処理系に振り分ける必要があり、テーブルフィーダを設置しても、配置上別途後段にコンベヤを配置する必要があります。飛灰処理系では、混練機側で定量性を確保することを条件にスクリューコンベヤの採用をお認め頂けないでしょうか。	
7	様式集	様式第15号 -2-3	_	_	-		年間売電力量には、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の年間消費電力量を見込んだ値を記載するとのことですが、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の年間消費電力量は2022年度の実績である下記の値を見込むとの理解で宜しいでしょうか。 年間消費電力: 439,713kWh/年 (リサイクルプラザ: 372,361kWh/年、プラザ・管理棟、工房棟:67,352kWh/年)	お見込みのとおりです。
8	様式集	様式第15号 -2-3 (別紙1)	_	_	-	電気関係調書	契約電力量には、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟で必要な電力量も見込むとのことですが、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟への最大送電容量は2022年度の実績である586kWを確保した上で、必要な契約電力を事業者にて決定するとの理解で宜しいでしょうか。契約電力:586kW(リサイクルプラザ:546kW、プラザ・管理棟、工房棟:40kW)	お見込みのとおりです。
9	様式集	様式第15号 -2-3	_	_	_	エネルギーの有効活用	焼却施設の定期点検期間中のリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の電気料金のご負担所掌は貴組合ですので、本様式に記載する年間買電量は、焼却施設で必要な年間買電量との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	218	第2部	第5章	第3節	1 給水設備	「本施設からリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等へ給水するために必要となる上水及び井水の切替工事を行うこと。 (既設受水槽の更新等も含む)」とありますが、上水について、既設図面から、リサイクルプラザ棟には水道本管からの引き込みとなっており、ごみ固形燃料化施設を経由しておりませんので、本施設からの切替は不要とし、既設受水槽のみの更新を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	後日、既存施設の図書類閲覧及び現場確認の機会を設けます。現状を把握したうえで提案して下さい。 (後日、閲覧、現場の確認を実施)
11	要求水準書	218	第2部	第5章	第3節			信号などの種別につては、既存施設の図書類閲覧及び現場確認の機会を設けます。現状を把握したうえで提案してください。(後日、閲覧、現場の確認を実施)
12	要求水準書	21	第2部	第4章	第2節	溶出基準について	(追加質問) 飛灰は資源化処理を行うことを基本とするが、飛灰処理物の公害防止基準において最終処分を想定した溶出基準の記載が要求水準書にあります。資源化処理時に遵守すべき基準があればご教示頂けないでしょうか。	